

令和2年10月23日

参加者 各位

小鹿野町長 森 真太郎

質問回答書

小鹿野町衛生センター運転管理業務公募型プロポーザルの技術提案書等に関する質問に対する回答は次のとおりです。

No.	項目	質問事項	回答
1	実施要領 P9	(2)第二次審査 ・第二次審査のプレゼンテーション並びにヒアリングにおいて、プレゼン及び質問時間をご教示ください。	概ね、プレゼンテーションに20分程度、ヒアリングに30分程度とします。日程(時間)については追って通知します。
2	実施要領 P9	(2)第二次審査 ・技術提案書とは別に、第二次審査のプレゼンテーション投影資料と同じものを印刷し、当日に委員の皆様へ資料として配付することは可能でしょうか。	実施要領P9 (2)第二次審査の項のウ「留意事項」に準じます。よって投影資料配付を希望する場合は、技術提案書と一緒に10部提出してください。
3	実施要領 P11 P14	14. 契約の締結 (2)業務委託の仕様及び実施条件 ・「仕様書に定めるほか、技術提案書記載内容を尊重し」とありますが、仕様書の内容について、業務開始後に貴町と協議可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書 P4	3. 業務の範囲 ・「本施設の維持管理に付随する業務については委託範囲に含まれる。」とありますが、具体的にどのような業務があるかご教示ください。	乾燥汚泥肥料の袋詰め及びフォークリフトを使用したし渣焼却灰搬出作業となります。
5	仕様書 P6 P10	(P6)10.履行計画書 (P10)25.運転監視業務 ・履行計画書及び運転監視マニュアルの書式について、指定の書式などありましたらご開示願います。	指定の書式は特にありません。

6	仕様書 P7	11.勤務体制 ・「ただし、本町が必要と認めた日及び時間についてはこの限りではない。」とありますが、土日祝日での勤務実績があればご提示願います。	汚泥処理のため、毎月約4日、年間約40日の実績があります。
7	仕様書 P8	14.健康管理 (2) ・「本町に文書により報告しなければならない。」とありますが、詳細は個人情報取扱にも関わるため、どのような項目を文書で提出するのかご教示ください。 例えば、労働安全衛生法に基づく法定項目の健康診断の結果、就業可能・・・などの報告内容でよろしいでしょうか。	労働安全衛生法に基づく法定項目の健康診断の結果をもとに、就業可能と標記し、任意様式にて報告をお願いします。
8	仕様書 P11	25.運転監視業務 (2) イ (ア) ・「水質検査箇所、項目、頻度については水質検査計画に基づいて実施するものとする。」とありますが、受託後の協議により決定するのでしょうか。これまでの実績があればご開示ください。	受託後の協議により決定します。実績として、毎月2回で年間24回、pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、アンモニア性窒素、全窒素(T-N)、全リン、塩化物イオン(Cl)、色度の検査を行っております。
9	仕様書 P11	26.保守点検業務 ・点検頻度は受託者が設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	受託後の協議により決定いたします。
10	仕様書 P12	27.修繕業務(2) ・本業務において、受託者が行う内容は、不良箇所等の発見と記録及び貴町への報告及び貴町承諾に基づく、不良箇所、故障箇所に対する修繕及び塗装であり、計画的な整備等においては貴町が行うという理解でよろしいでしょうか。	小鹿野町衛生センター長寿命化計画に基づき本町が行います。
11	仕様書 P12	27.修繕業務(4) ・修繕に含まれる塗料は貴町からの支給品と考えてよろしいでしょうか。 また、その施工範囲はどの程度を想定されていますでしょうか。	本町から支給します。 施工範囲については、修繕に伴い、剥離された部分とします。

12	仕様書 P13	29.運転条件(1)(2) ・「流出地点で排水基準値を超える場合は、希釈倍率を増加させ、水質基準値以下となるようにすること。」とありますが、水質基準値以下とは水質汚濁防止法に基づく水質基準値以下を示すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書 P13 P15	(P13) 29.運転条件 (P15) 30.その他業務、及び(別紙5)業務分担表 ・(その他業務の)「見学者対応」について、どのような見学者が施設に訪れるのでしょうか。現行の見学受け入れ実績がございましたらご教示ください。また、今後技術提案書作成に係る質問において、現行の運転データ等を開示いただくことは可能でしょうか。	2年に1回、町内の小学校(1校)の見学を受け入れています。 現行の運転データについては、協議により必要な運転データを開示いたします。
14	仕様書 P16	34. 事務室等の使用 ・事務室については、無償で貸与いただけるとのことですが、セキュリティや個人情報保護の観点から、貴町が業務に用いる居室とは別の部屋を貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。	事務所等の使用については、町業務用と分けて別の部屋を用意する予定です。
15	別紙 4	脱臭用活性炭交換業務 ・仕様書(P15) 32.本町及び受託者の負担費用(2)にて、活性炭は小鹿野町様の負担となっているが、交換業務及び処分費も貴町負担と考えてよろしいでしょうか。	本町の負担で行います。
16	別紙 5	業務分担表 ・沈砂の搬出作業は事業者とありますが、受入槽、沈砂槽など水槽の清掃は貴町で別途発注され则认为よろしいでしょうか。過去の実績があればご教示願います。	受入槽、沈砂槽など水槽の清掃については、現在、町職員で行っているため、受託後は受託者(事業者)で行っていただきます。